本資料（要点）におきましては、これから介護サービスを行う中で、必ず守っていただく基本的な事項のほか、申請書類の作成に係る注意事項や、労働保険関係の情報提供を目的としております。研修内容が事業所全体として認識されるよう、周知徹底いただき、また、サービス提供者としての責任を十分に認識し、介護保険制度の一端を担うという自覚を持って、サービス提供に努めていただきますようよろしくお願いいたします。

申請書類の作成に係る注意事項として、申請書類において管理者やサービス提供責任者を、架空名義で申請する、あるいは、就業見込みのない人物の名前を使って申請する、といった事態が見受けられています。そのような虚偽申請が発覚した場合には、申請時にさかのぼり指定を取り消すこととなります。

また、申請したが従業員が指定開始日までに辞めてしまい、人員基準を満たさなくなった、というケースが最近特に多く見受けられています。このような場合にも、指定申請の取り下げを行うこととなります。なお、審査手数料は返金する事ができませんので、くれぐれもそのようなことがないよう、必ず就業可能な従業員を確保し、申請するようお願いいたします。

指定申請にあたっての資料についての説明

１ページ目

1．介護保険制度について

（１）介護保険制度の目的は、要介護者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者・要支援者に必要な介護サービスについて、国民の共同連帯の理念に基づき、必要な保険給付を行い、国民の保険医療福祉の向上を図ることです。

介護保険法及び介護保険法施行法などに基づく制度となります。

（３）法令遵守について

介護保険制度は、４０歳以上の国民から集めた、保険料と公費、税金等により運営する、公的な性格の非常に強い制度です。

このため、サービス提供を担う事業者は、基準を守った適正なサービス提供だけでなく、法令の自主的な遵守が求められます。

介護保険制度における、法令遵守のためのしくみとして、業務管理体制整備が事業者に義務付けられております。

届出様式につきましては、本市のホームページをご確認願います

https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000308354.html

４ページ目
　イ　指導監督について、事業所の適正な運営の実施を確保するために、市町村は、集団指導及び実地指導を行います。
　指定基準違反や不正請求等に対しては、監査を行います。
　５ページ目に、大阪市が事業者の方に対する、指導及び監査フロー図がありますので、ご確認をお願いします。

６ページ目
（４）基準について
　大阪市では条例により、事業の人員、設備、及び運営に関する基準等を定めています。その基準の中で使われている用語について説明します。

　【常勤】とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が、勤務すべき時間数に達する勤務体制を定められていることです。勤務すべき時間が、週３２時間を下回る時間数を定められている場合は３２時間を基本とします。また、雇用形態ではなく勤務時間で判断します。

　【もっぱら従事する、もっぱら提供に当たる】とは、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことです。

　【常勤換算方法】とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所の就業規則等において定める、常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。週３２時間を下回る時間数が常勤の勤務時間と定められている場合は、３２時間を基本とします。たとえば、月から金曜日までの五日間で一日８時間勤務とすれば、一週間で４０時間となり、４０時間が常勤とするならば、４０時間が常勤換算数で１.０人となり２０時間が勤務の場合は０.５人となります。

【勤務延時間数】とは、勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間、又は当該事業に係る、サービス提供の準備等を行う時間（待機の時間を含む）、として明確に位置付けられている時間の合計数です。なお、従業者１人につき、勤務延時間数に参入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数が上限となります。

　基準には、事業所の人員に関するもの、設備に関するものがあり、サービス提供を行う前提として、常に満たすことが必要です。

　運営に関する基準については、サービス提供の実際について定めた基準であり、事業所は常に適正な事業運営とサービスの質の向上に努めなければなりま

せん。７ページから８ページに掲載しておりますので、ご確認お願いします。また、介護報酬の算定基準につきましても、国からの通知等、インターネットなどで確認をお願いします。

１０ページ目
（５）その他
　平成２６年７月より、介護保険法上の指定・許可を受けた事業所は、生活保護法上の指定介護機関の指定があったものとみなされます。
参考として、大阪市、大阪府の介護保険の事業者に関するホームページアドレスを掲載しております。

１１ページ目
指定を受けるための要件について
２　指定申請書類の提出について
　介護保険事業者として指定を受けるためには、指定申請の受付期間に申請書を提出し、受理される必要があります。
　「受理」とは、指定基準を満たした上で書類に不備がなく、補正が完了している状態を指します。受付期間中に補正が完了しない場合は、受理とはならず、指定できませんのでご注意ください。

３　指定を受けるための要件について
　また、指定をうけるためには、以下の条件も満たしていなければなりません。
（１）法人であり、定款の目的欄に当該事業に関する記載があること。
　定款の目的欄に、事業に関する記載がない場合は、速やかに定款及び登記の変更手続きを完了させて下さい。
（２）それぞれのサービス種別において、人員及び設備基準を満たし、運営に関する基準に従って、適正な事業運営を行うことができる必要があります。
　又法人代表者・役員、管理者のうち欠格事項該当者及び暴力団員・暴力団密接関係者に該当する者又はその支配を受けている者がいれば指定できませんので、必ず申請前に確認の方お願い致します。

１２ページ目
（５）事業所名称について
　大阪市内において、同一名称で、他の事業所が指定を受けている場合は、その名称は使用できない事があります。また、事業所間のトラブルや利用者の混乱を　避けるため、「介護サービス情報公表システム」などで同一名称・類似名称がないか、事前に確認して下さい。

（６）その他

病院・診療所・整骨院等の医療区画の中や、特別養護老人ホームの中で、介護事業を行う場合や、有料老人ホーム内で介護事業を行う場合は、届出内容に支障がないか、所管庁や届出先に事前に確認の上、必要な手続きをお願いします。

また、通所介護事業・短期入所生活事業については、指定申請の前に事前協議が完了していることが条件です。事前協議がまだの場合は速やかに手続きをお願いします。

居宅介護支援の指定を受けられる方で、特定事業所加算の算定を考えている事業所につきましては、平成２８年１１月から新たに介護支援専門員実務研修の実習について協力体制を確保する事が要件とされていますので、指定申請時に加算の届け出に必要な書類に加え、実習受入登録決定通知書が必要となります。必要書類の書式等は本市のホームページに掲載していますので、居宅介護支援事業者の方はご確認をお願いします。